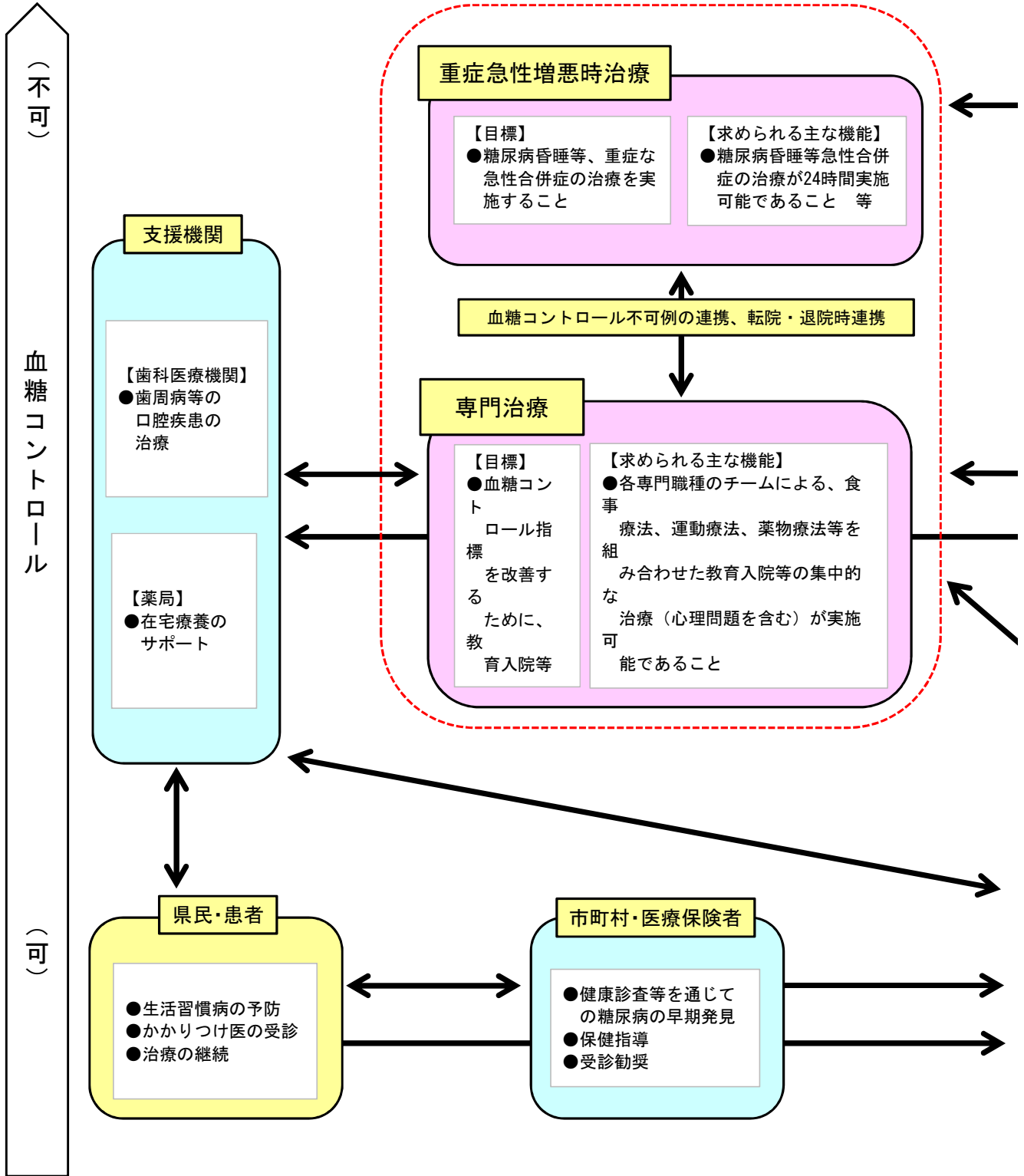
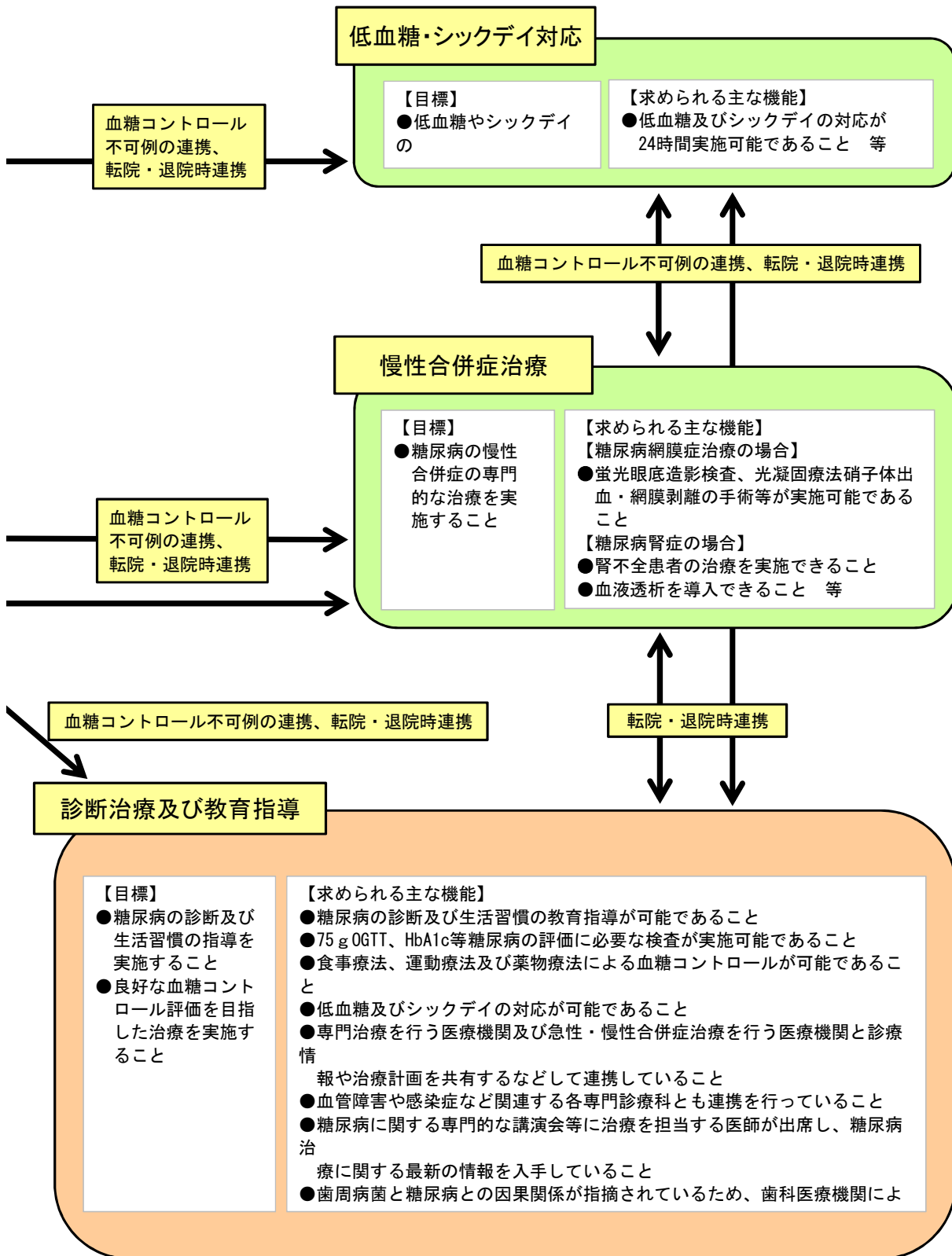


4 糖尿病

糖尿病の医療連携体制





4 糖尿病

【現状と課題】

(1) 概況

ア 糖尿病有病者等の数

- ① 全国の平成24年における「糖尿病が強く疑われる者」は約950万人、人口割合は男性が15.2%、女性が8.7%となっています。また、「糖尿病の可能性を否定できない者」は約1,100万人、人口割合は男性が12.1%、女性が13.1%となっています。両者を併せた「糖尿病有病者数」は、約2,050万人と推計されています。

糖尿病有病者等の数

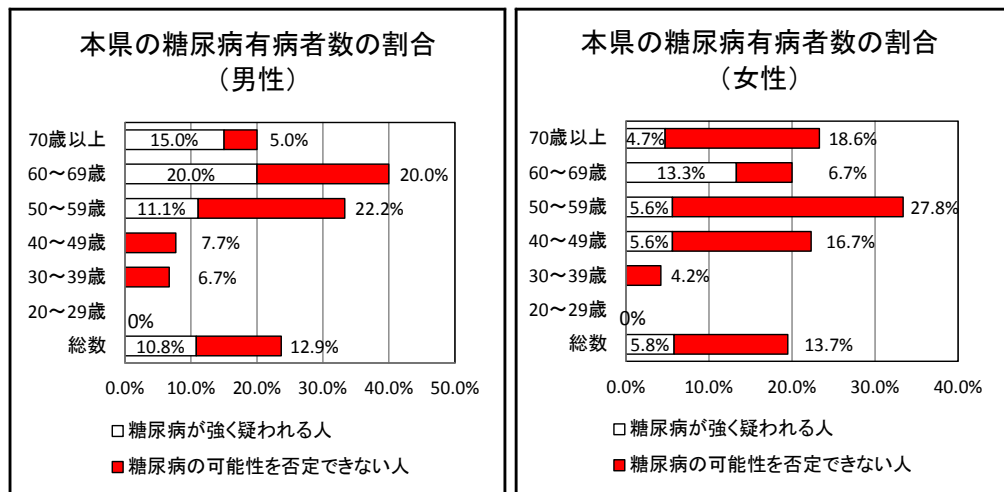
(単位：万人)

区分	H9	H14	H19	H24
糖尿病が強く疑われる者	690	740	890	950
糖尿病の可能性を否定できない者	680	880	1,320	1,100
計	1,370	1,620	2,210	2,050

[資料] 厚生労働省「国民健康・栄養調査」

- ② 本県の平成22年度における「糖尿病が強く疑われる人」及び「糖尿病の可能性を否定できない人」の割合（20歳以上）は、男性が23.7%、女性が19.5%であり、県民の約5人に1人が糖尿病か、その予備群となっています。

なお、男性では50～69歳が、女性では50～59歳がそれぞれ30%を超えています。



[資料] 群馬県「群馬県民健康・栄養調査（平成22年度）」

イ 死亡数^{注1}

- ① 本県の平成24年における糖尿病を死亡原因とした死亡数は、男性が166人、女性が148人であり、死亡数全体の約1.5%を占めています。
- ② また、本県の平成22年における糖尿病の年齢調整死亡率（人口10万対）は、男性が8.0人（全国6.7人）、女性が3.5人（全国3.3人）であり、いずれも全国

注1 厚生労働省「人口動態調査（平成24年）」

に比べ高くなっています。

なお、平成12年からの推移は、全国の男女とも減少傾向にありますが、本県は男女ともおおむね横ばいとなっています。

糖尿病の年齢調整死亡率（人口10万対）（単位：人）

区分	男			女		
	H12	H17	H22	H12	H17	H22
群馬県	7.9	7.8	8.0	3.7	4.7	3.5
全 国	7.8	7.3	6.7	4.4	3.9	3.3

〔資料〕厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

(2) 診断治療及び教育指導

糖尿病関連死を減少させるためには、糖尿病の発症そのものを減少させるとともに、健診によって糖尿病あるいはその疑いのある人を見逃すことなく診断し、早期に治療を開始することが、糖尿病の重症化や合併症の発症を防ぐために重要です。

ア 特定健康診査・特定保健指導等の状況

① 本県の平成24年度における特定健康診査の実施率は44.9%（全国45.6%）、特定保健指導の実施率は14.5%（全国16.8%）となっており、いずれも全国に比べ低くなっています。^{注1}

健診後の保健指導を通じて、適切な医療機関への受診を勧奨することが課題となっています。

② 本県の平成23年度における特定健康診査受診者のうち、糖尿病治療薬服用者割合は4.9%であり、全国（4.5%）をやや上回っています。^{注2}

③ 糖尿病をはじめとする生活習慣病の予防及び重症化防止を図るために、特定健康診査や職場における定期健康診断の受診率向上と生活習慣の改善支援を行う特定保健指導の推進が課題となっています。

また、糖尿病の初期症状出現時における対応について、患者やその家族等への啓発が必要となっています。

イ 糖尿病患者の受療動向

① 糖尿病の本県における患者の圏域間の受療動向は、おおむね二．五次保健医療圏内で完結する傾向にあります。

なお、患者流出に関しては、渋川保健医療圏において流出率が26.9%と最も大きく、隣接する前橋保健医療圏への流出率（16.9%）が高くなっています。

一方、患者流入に関しては、藤岡保健医療圏において流入率が35.4%と最も

注1 厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ（平成24年）」（第4章第2節2脳卒中【現状と課題】（2）イ参照）

注2 厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の実施状況（平成23年）」

大きく、特に県外からの流入率（20.9%）が顕著となっています。

患者流出率(内分泌、栄養及び代謝疾患)

住所地	前橋	高崎・安中	渋川	藤岡	富岡	吾妻	沼田	伊勢崎	桐生	太田・館林
流出率	10.4%	11.3%	26.9%	13.2%	6.7%	17.1%	3.7%	13.2%	6.2%	4.9%

〔資料〕群馬県「群馬県患者調査(平成24年)」

患者流入率(内分泌、栄養及び代謝疾患)

受療地	前橋	高崎・安中	渋川	藤岡	富岡	吾妻	沼田	伊勢崎	桐生	太田・館林
流入率	20.7%	12.6%	14.2%	35.4%	16.8%	13.2%	4.0%	10.5%	8.7%	9.1%

〔資料〕群馬県「群馬県患者調査(平成24年)」

- ② 糖尿病の平成23年における年齢調整外来受療率（人口10万対）は、全国が98.3人に対し、本県は99.2人とやや高くなっています。

糖尿病の合併症を予防するため、定期的な外来受診による生活習慣の改善指導や基礎疾患の管理が重要です。

糖尿病の年齢調整外来受療率（人口10万対）

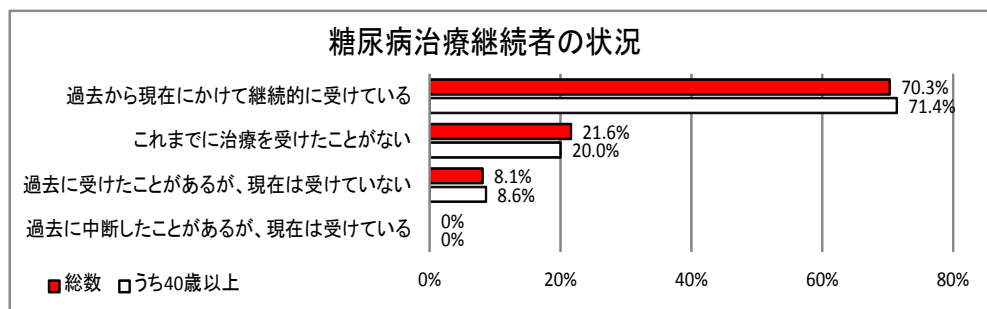
区分	H17	H20	H23
群馬県	103.9人	78.7人	99.2人
全国	102.0人	90.2人	98.3人

〔資料〕厚生労働省「患者調査」

- ③ 「医療機関や健診で糖尿病といわれたことがある」と回答した人のうち、「治療を過去から現在にかけて継続的に受けている」と回答した人は70.3%であり、「これまでに治療を受けたことがない」及び「過去に受けたことはあるが、現在は受けていない」と回答した人を合わせると、治療を受けていない人の割合は29.7%となっています。

糖尿病の合併症を予防するため、自覚症状がなくても治療を中断することなく、継続的に受診する必要性について、普及啓発を図る必要があります。

併せて、治療が必要な人が未治療や治療中断とならないよう、周囲から支援する体制を整備することが重要です。



〔資料〕群馬県「群馬県民健康・栄養調査（平成22年度）」

ウ 医療提供体制の状況

- ① 主たる診療科別にみた県内の糖尿病内科（代謝内科）の医師数は37人、人口10万対では1.9人であり、全国（3.1人）と比べて少ない状況にあるとともに、

圏域間の偏在が見られます。^{注1}

また、県内における専門医の状況についても、同様の傾向が見られます。

専門医の状況

二. 五次保健医療圏	県計	中部	西部	吾妻・前橋・渋川	利根沼田	東部
日本糖尿病学会 専門医	69	32	25	28	0	11
日本糖尿病協会 療養指導医	40	20	11	18	0	8
日本糖尿病協会 登録医	25	11	5	9	0	8
日本糖尿病協会 歯科医師登録医	89	42	15	28	9	20

※二. 五次保健医療圏ごとの集計であるため、人数は重複を含む。

〔資料〕(一社) 日本糖尿病学会ホームページ (平成26年5月現在)

(公社) 日本糖尿病協会ホームページ (平成26年5月現在)

- ② 診断治療と教育指導が可能な医療機関は、86病院、270診療所となっています。また、定期的な糖尿病教室を開催している医療機関は、31病院、13診療所となっています。

診断治療と教育指導が可能な医療機関数

二. 五次保健医療圏	県計	中部	西部	吾妻・前橋・渋川	利根沼田	東部
病 院	86	29	27	26	7	18
診療所	270	98	102	74	9	55

※二. 五次保健医療圏ごとの集計であるため、医療機関数は重複を含む。

〔資料〕群馬県「医療施設機能調査 (平成25年度)」

- ③ 血糖コントロールが不可の場合には、身近なかかりつけ医を中心として、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による各専門職種のチーム医療による医療サービスを提供できる体制を構築し、食生活指導や運動指導を実施する必要があります。

エ 地域連携クリティカルパス

- ① 地域連携クリティカルパス導入医療機関は、15病院、95診療所あり、今後、導入を検討している医療機関は、7病院、140診療所あります。
- ② 糖尿病の合併症を予防するため、地域連携クリティカルパス等を活用し、かかりつけ医や専門医、保健担当者等が連携を強化することが必要となっています。

クリティカルパス導入医療機関数

二. 五次保健医療圏	県計	中部	西部	吾妻・前橋・渋川	利根沼田	東部
病 院	15	7	7	6	1	0
診療所	95	62	21	34	0	10

※二. 五次保健医療圏ごとの集計であるため、医療機関数は重複を含む。

〔資料〕群馬県「医療施設機能調査 (平成25年度)」

オ 歯科医療機関との連携

- ① 県内には、糖尿病の全身疾患を考慮した歯周病治療を実施している歯科医療

注1 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査 (平成24年)」

機関は90施設、現在は実施していないが実施が可能な歯科医療機関は254施設あります。

- ② 歯周病と糖尿病は、相互に影響を及ぼし、歯周病治療で血糖値が改善することがあるため、安定した血糖コントロールを目指した歯周病対策が必要とされています。

**糖尿病の全身疾患を考慮した歯周病治療を実施している歯科医療機関数
又は実施が可能な歯科医療機関数**

二. 五次保健医療圏	県計	中部	西部	吾妻・前橋・渋川	利根沼田	東部
治療を実施している	90	57	18	31	2	11
治療の実施が可能である	254	104	68	76	9	68

※二. 五次保健医療圏ごとの集計であるため、医療機関数は重複を含む。
〔資料〕群馬県「医療施設機能調査（平成25年度）」

カ 薬局との連携

- ① 県内における平成25年9月時点の在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局は591か所であり^{注1}、薬局全体に占める割合は71.7%で、全国（78.6%）を下回っています（平成23年8月時点）。^{注2}
- ② 糖尿病の治療継続や重症化の防止のため、患者が薬物治療について正しく理解して服用等を行うことが重要となることから、適切な服薬指導が必要となっています。

キ 糖尿病の知識の普及

糖尿病は、生活習慣と密接に関係していることから、生活習慣を改善することで予防や重症化を防ぐことができる疾病ですが、初期の段階では自覚症状がないまま進行します。

そのため、症状が現れる前に気づくことが大切であり、日頃から自分の健康状態を把握し、早期に食生活や運動などの生活習慣を改善することが重要です。

(3) 専門治療

ケトアシドーシス^{注3}や高血糖高浸透圧症候群^{注4}など、生命に危機が及ぶ急性高血糖合併症を発症した場合には、輸液、インスリン投与等の治療が必要であり、輸液や電解質異常、循環動態^{注5}への対応可能な医療体制の確保が重要となります。

ア 専門的な治療の医療提供体制の状況

- ① 糖尿病の専門的な治療に対応可能な医療機関は、23病院、3診療所となって

注1 関東信越厚生局への届出数（平成25年9月30日現在）
 注2 厚生労働省保険局医療課データ（平成23年）
 注3 インスリンの極端な欠乏とインスリン拮抗ホルモンの増加により、脱水、意識障害などの緊急の状態に陥ったもの
 注4 著しい高血糖と高度な脱水に基づく高浸透圧血症により、循環不全を来した状態
 注5 心臓機能を始めとした、全身の血液循環の状態を指したもの

います。

- ② 吾妻保健医療圏には専門治療を担う医療機関がないため、これまでの二、五次保健医療圏の圏域を見直し、吾妻・前橋・渋川の各二次保健医療圏が連携して医療需要に対応することとします。

専門的な治療の対応が可能な医療機関数

二、五次保健医療圏	県計	中部	西部	吾妻・前橋・渋川	利根沼田	東部
病 院	23	8	8	6	2	5
診療所	3	1	2	0	0	0

※二、五次保健医療圏ごとの集計であるため、医療機関数は重複を含む。

〔資料〕群馬県「医療施設機能調査（平成25年度）」

- ③ 医師の指示の下で患者に適切な療養指導を行う糖尿病療養指導士は、県内に231人が配置されています。^{注1}

また、糖尿病について高い看護実践ができる糖尿病認定看護師は、9人が配置されています。^{注2}

- ④ 糖尿病の治療や合併症予防のための医療体制を充実するため、医師、看護師、管理栄養士等の専門的な医療従事者の確保が必要となっています。
- ⑤ 糖尿病有病者の増加や治療中の患者の重症化を予防するため、かかりつけ医と専門医が連携して糖尿病の進行を防ぐとともに、初期・安定期の患者が専門医に集中することのないような仕組みづくりが課題となっています。

イ 糖尿病専門外来・透析予防外来

- ① 専任スタッフを配置し、糖尿病専門外来を実施している医療機関は、46病院、22診療所あります。

専任スタッフを配置し、糖尿病専門外来を実施している医療機関数

二、五次保健医療圏	県計	中部	西部	吾妻・前橋・渋川	利根沼田	東部
病 院	46	17	16	13	3	10
診療所	22	8	7	5	1	6

※二、五次保健医療圏ごとの集計であるため、医療機関数は重複を含む。

〔資料〕群馬県「医療施設機能調査（平成25年度）」

- ② 透析予防外来を実施している医療機関は、15病院、25診療所あります。

腎臓障害の早期発見及び早期治療は、透析治療の開始を遅らせるために重要であるため、かかりつけ医や透析予防外来を実施している医療機関、腎臓内科の専門医等との連携を強化することが課題となっています。

また、重症化を防ぐための取組として、患者や県民に対して、糖尿病教室等を活用した合併症の予防知識の普及啓発や、適切な医療機関への受診勧奨が必要となっています。

注1 (一社)日本糖尿病療養指導士認定機構ホームページ（平成25年6月現在）

注2 (公社)日本看護協会ホームページ（平成26年5月現在）

透析予防外来を実施している医療機関数

二. 五次保健医療圏	県計	中部	西部	吾妻・前橋・渋川	利根沼田	東部
病院	15	7	5	5	1	2
診療所	25	9	7	3	3	6

※二. 五次保健医療圏ごとの集計であるため、医療機関数は重複を含む。

[資料] 群馬県「医療施設機能調査（平成25年度）」

- ③ プログラムに従った糖尿病教育入院を実施している医療機関は、38病院、6診療所あります。教育入院が終了した後も、在宅で患者の生活習慣の改善を継続することが大切であるため、患者やその家族等の理解・協力、地域の保健師との連携等が必要です。
- ④ 地域において、糖尿病に関する病診連携を積極的に実施している医療機関は、30病院、175診療所あります。

ウ 退院患者平均在院日数

糖尿病患者の退院患者平均在院日数は19.3日で、全国（35.1日）と比べ、大きく下回っています。

糖尿病の退院患者平均在院日数

区分	H17	H20	H23
群馬県	31.1日	28.5日	19.3日
全国	34.1日	38.1日	35.1日

[資料] 厚生労働省「患者調査」

(4) 重症急性増悪時治療

ア 医療提供体制の状況^{注1}

- ① 糖尿病昏睡等の急性合併症の治療が24時間対応可能な医療機関は、21施設となっています。
- ② 直近1年間の糖尿病患者の救急搬送受入を行った医療機関は、138施設で、このうち107施設が夜間の受入れに対応しています。
- ③ 糖尿病昏睡等の急性増悪時（意識障害等）について、救急搬送及び24時間体制の専門医療機関での対応が必要となっています。

(5) 慢性合併症治療

糖尿病腎症や糖尿病網膜症など、合併症の専門治療を行う医療体制の充実が課題となっているとともに、眼科等の専門医を有する医療機関や人工透析を実施する医療機関が相互に連携して必要な治療を実施することが重要です。

また、患者や県民に対して、これらの合併症に対する予防や受診についての普及啓発が課題となっています。

注1 群馬県「医療施設機能調査（平成25年度）」

ア 糖尿病腎症

- ① 本県における慢性透析患者数は、平成17年は4,477人、平成24年は5,482人となっており、全国と同様に増加傾向にあります。^{注1}
- ② 平成24年の新規透析導入患者数のうち、原疾患が糖尿病である割合は44.1%と、約半数を占めています。
- ③ 糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数（人口10万対）は16.0人で、全国（12.7人）と比べ、やや高くなっています。^{注2}
- ④ 本県の人工透析実施医療機関は、平成25年で41病院、30診療所となっています。^{注3}

イ 糖尿病網膜症

糖尿病網膜症のレーザー治療を実施している医療機関は、30病院、23診療所あり、硝子体手術を実施している医療機関は、12病院となっています。^{注4}

ウ 糖尿病足病変

糖尿病足病変（壊疽）の治療に対応できる医療機関は、65病院、95診療所あり、フットケアを実施している医療機関は、52病院、108診療所となっています。^{注5}

(6) 低血糖・シックデイ対応

ア 低血糖

何らかの原因により血糖値が下がりすぎて、様々な症状を来した状態を低血糖症といいます。症状として、軽いものでは空腹感・冷や汗・ふるえなどの症状が現れ、重症になると頭痛・集中力の低下・痙攣・意識障害などの中枢神経系の症状が現れます。

イ シックデイ

糖尿病の治療中に発熱や下痢、嘔吐などを起こし、食欲不振によって食事ができないときをシックデイといいます。シックデイは、合併症を出現させたり悪化させることがあるほか、合併症の出現のきっかけとなったり、急激に悪化させるおそれがあります。

ウ 低血糖・シックデイの知識の普及

- ① 患者やその家族は、低血糖やシックデイが糖尿病の治療を行っている患者の誰でも起こる可能性があることを理解し、症状や正しい対応の知識を十分に身

注1 (一社)日本透析医学会「わが国の慢性透析療法の現況(平成24年)」

注2 (一社)日本透析医学会「わが国の慢性透析療法の現況(平成24年)」、厚生労働省「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」

注3 群馬県医務課調べ(平成25年度)

注4 群馬県「医療施設機能調査(平成25年度)」

注5 群馬県「医療施設機能調査(平成25年度)」

に付け、適切に対処できるようにしておくことが大切です。

- ② かかりつけ医は、糖尿病患者が低血糖やシックデイとなった場合に備えて、事前に病態の情報提供を行うとともに、対応方法の指導を行うことが重要です。

【求められる医療機能】

(1) 各医療段階ごとの医療機能

ア 診断治療及び教育指導

① 目標

- ・ 糖尿病の診断及び生活習慣の指導を実施すること
- ・ 良好な血糖コントロールを目指した治療を実施すること

② 医療機関等に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関等は診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められます。

- ・ 糖尿病の診断及び生活習慣の教育指導が可能であること
- ・ 75g OGTT^{注1}、HbA1c^{注2}等糖尿病の評価に必要な検査が実施可能であること
- ・ 食事療法、運動療法及び薬物療法による血糖コントロールが可能であること
- ・ 低血糖及びシックデイの対応が可能であること
- ・ 専門治療を行う医療機関及び急性・慢性合併症治療を行う医療機関と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること
- ・ 血管障害や感染症など関連する各専門診療科とも連携を行っていること
- ・ 糖尿病に関する専門的な講演会等^{注3}に治療を担当する医師が出席し、糖尿病治療に関する最新の情報を入手していること
- ・ 歯周病菌と糖尿病との因果関係が指摘されているため、歯科医療機関による口腔ケアのサポートを受けること
- ・ 在宅療養をサポートするため医療機関と薬局が連携していること

③ 医療機関等の例

- ・ 病院又は診療所
- ・ 歯科医療機関
- ・ 薬局

注1 耐糖能を調べるために行う検査で、空腹時に75gのブドウ糖を含んだ水溶液を飲んで血糖値の変化を調べるもの

注2 食事の影響を受けない血糖のコントロールを示す指標で、過去1～2ヶ月の平均血糖値を反映するもの

注3 群馬県糖尿病対策推進会議や学会などが開催する講演会など

イ 専門治療

① 目標

- ・ 血糖コントロール指標を改善するために、教育入院等の集中的な治療を実施すること

② 医療機関に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められます。

- ・ 75g O G T T、H b A 1 c 等糖尿病の評価に必要な検査が実施可能であること
- ・ 専門職種ของทีมによる食事療法、運動療法、薬物療法等を組み合わせた教育入院等の集中的な治療（心理問題を含む）が実施可能であること
- ・ 妊娠中の糖代謝異常に対応可能であること
- ・ 食事療法、運動療法を実施するための設備があること
- ・ 糖尿病の予防治療を行う医療機関及び急性・慢性合併症の治療を行う医療機関と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること

③ 医療機関の例

- ・ 病院又は診療所

ウ 重症急性増悪時治療

① 目標

- ・ 糖尿病昏睡等急性合併症の治療を実施すること

② 医療機関に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められます。

- ・ 糖尿病昏睡等急性合併症の治療が24時間実施可能であること
- ・ 食事療法、運動療法を実施するための設備があること
- ・ 糖尿病の予防治療を行う医療機関、教育治療を行う医療機関及び慢性合併症の治療を行う医療機関と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること

③ 医療機関の例

- ・ 病院又は診療所

エ 慢性合併症治療

① 目標

- ・ 糖尿病の慢性合併症の専門的な治療を実施すること

② 医療機関に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められます。

- ・ 糖尿病の慢性合併症（糖尿病腎症、糖尿病網膜症、糖尿病神経障害、歯周病等）について、それぞれ専門的な検査・治療が実施可能であること（単一

医療機関ですべての合併症治療が可能である必要はない)

- ・ 糖尿病腎症の場合、尿一般検査、尿中微量アルブミン量検査^{注1}、腎生検、腎臓超音波検査、血液透析等が実施可能であること
- ・ 糖尿病網膜症治療の場合、蛍光眼底造影検査^{注2}、光凝固療法^{注3}、硝子体出血・網膜剥離の手術等が実施可能であること
- ・ 糖尿病の予防治療を行う医療機関、教育治療を行う医療機関及び急性合併症の治療を行う医療機関と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること
- ・ 歯周病については、糖尿病の全身疾患を考慮した歯周病治療が実施可能であること

③ 医療機関の例

- ・ 病院又は診療所
- ・ 歯科医療機関

オ 低血糖・シックデイ対応

① 目標

- ・ 低血糖やシックデイの救急対応を行うこと

② 医療機関に求められる事項

次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められます。

- ・ 低血糖及びシックデイの対応が24時間実施可能であること

③ 医療機関の例

- ・ 病院又は診療所

(2) 医療機関の掲載基準

■基準1 診断治療及び教育指導

以下の基準に合致し、掲載の同意を得た医療機関

- ① 75g O G T Tの実施及び評価ができること
- ② H b A 1 cの実施及び評価ができること
- ③ 食事療法、運動療法及び薬物療法等の血糖コントロールが実施できること
- ④ 低血糖及びシックデイの対応ができること
- ⑤ インスリン・G L P - 1アナログ製剤^{注4}の新規導入が実施できること
- ⑥ インスリン・G L P - 1アナログ製剤による治療が実施できること

注1 糖尿病性腎症では、早期から尿中に血液中の蛋白質であるアルブミンが微量排泄される。これを測定することにより、糖尿病性腎症の早期発見が可能となる。

注2 腕の静脈から色素を注射しながら、眼底カメラで連続写真を撮影し、血管や網膜の状態を調べる検査

注3 網膜の傷んだ部分をレーザー光によって凝固させることでその安定化を図る治療法

注4 インスリンの分泌を促すなどG L P - 1と同等の作用を有する糖尿病の治療薬

■基準2 専門治療

以下の基準に合致し、掲載の同意を得た医療機関

- ① 専任スタッフを配置し、糖尿病専門外来を実施していること
- ② プログラムに従った糖尿病教育入院を実施していること
- ③ 地域において糖尿病に関する病診連携に積極的に取り組んでいること

■基準3 重症急性増悪時治療

基準2「専門治療」に該当する医療機関のうち、以下の基準に合致し、掲載の同意を得た医療機関

- ① 糖尿病合併症患者の受入れが可能であること
- ② 常時、糖尿病代謝失調（ケトアシドーシス、高血糖高浸透圧症候群、重症低血糖）に対応できること
- ③ 糖尿病患者の夜間における救急搬送が受入れ可能であること
- ④ 糖尿病患者の救急搬送受入れの相当数の実績があること

■基準4 慢性合併症治療（糖尿病網膜症）

以下の基準のいずれかに合致し、掲載の同意を得た医療機関

- ① 糖尿病網膜症のレーザー治療を実施していること
- ② 糖尿病網膜症の硝子体手術を実施していること

■基準5 慢性合併症治療（糖尿病腎症）

以下の基準に合致し、掲載の同意を得た医療機関

- ① 糖尿病及び慢性腎不全における食事指導を実施していること
- ② 腎性貧血、水・電解質の管理、適切な降圧療法等、腎不全患者の治療を実施できること
- ③ 腎不全の治療のための血液透析の導入を実施できること

【対策】

（1） 診断治療及び教育指導

ア 生活習慣と糖尿病の関係についての周知

- ① 糖尿病は生活習慣と密接に関係する疾病であるため、群馬県健康増進計画に基づき、栄養・食生活、運動、喫煙などの生活習慣の改善について健康教育を推進します。
- ② 糖尿病予備群への発症予防には、保健指導が効果的であることから、関係機関と連携して講演会や相談会を開催するなど、糖尿病予防に関する知識の普及啓発に取り組みます。
- ③ 継続的な治療の必要性について啓発を図るとともに、糖尿病連携手帳やお薬手帳の活用等により、糖尿病治療の中断防止に努めます。

イ 特定健康診査・特定保健指導の効果的な実施の支援

- ① 保険者や事業所等と連携し、特定健康診査や職場における定期健康診断の受診率向上を図り、肥満や高血糖などの危険因子を有する糖尿病予備群に対して生活改善の個別指導や健康教育プログラムの提供を行うなど健康管理を支援します。
- ② 健診を受診しやすい環境整備（夜間健診・休日健診）を支援し、健診未受診者への受診勧奨に取り組みます。

ウ 医療連携体制の構築

地域連携クリティカルパスの普及、かかりつけ医と専門的な医療機関の連携、多職種による療養指導体制の充実により、症状に応じた医療が適切に提供できる体制の構築を図ります。

(2) 専門治療

ア 専門医療の提供と医療連携の促進

- ① 糖尿病教育入院等の集中的な治療及び急性合併症治療を実施する医療機関の充実を推進します。
- ② 糖尿病の療養指導における医療関係職種の役割分担とチーム医療を推進します。
- ③ 教育入院等の集中的な治療等を行うため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等の育成や資質の向上を図ります。また、療養指導の高い技術力を持つ糖尿病療養指導士を活用します。
- ④ 糖尿病の診療情報や治療計画を共有するなど、予防・専門治療を行う医療機関と合併症の治療を行う医療機関の連携を促進します。

イ 透析予防外来を実施している医療機関等との連携の促進

- ① 重症化予防のため、かかりつけ医と透析予防外来等を実施する医療機関や腎臓内科の専門医等との連携を推進し、新規透析導入患者を減らすよう取り組みます。
- ② 糖尿病教室等を活用した合併症の予防知識の普及啓発を通じて、適切な医療機関への受診を支援します。

ウ 糖尿病合併症に対する健康教育の推進

- ① 合併症に対する予防や受診について、県民への普及啓発に取り組みます。
- ② 教育入院が終了した後の生活習慣の改善が継続実施できるよう、患者やその家族等に対する生活指導等に取り組むなど、地域の保健活動の体制を整備します。

(3) 重症急性増悪時治療

地域連携クリティカルパス等の活用により、かかりつけ医や専門的な医療機関等の連携強化を推進します。

(4) 慢性合併症治療

- ① 糖尿病との関連の深い慢性腎臓病対策の検討及び推進を図るため、「群馬県慢性腎臓病対策推進協議会」を開催し、市民公開講座等の普及啓発、保健医療連携体制の構築に向けた検討、保健医療従事者の人材育成・資質向上対策を実施します。
- ② 糖尿病の専門的治療機関が、眼科等の専門医を有する医療機関や人工透析の実施可能な医療機関、歯科医療機関などと連携して治療できる体制の整備を推進します。

【目標】

(1) 診断治療及び教育指導、専門治療、重症急性増悪時治療

No.	項目	現 状		目 標	
		数値	年次	数値	年次
1	特定健康診査の実施率の向上	44.9%	H24	70%以上 (当面60%以上)	H29
2	特定保健指導の実施率の向上	14.5%	H24	35%以上	H29
3	治療継続者の割合の増加	70.3%	H22	75.9%	H29
4	地域連携クリティカルパス導入医療機関数	15病院 95診療所	H25	26病院 165診療所	H29

- 1・2 厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ（平成24年）」
- 3 群馬県「群馬県民健康・栄養調査（平成22年度）」
※1～3の目標：群馬県「群馬県健康増進計画（平成25年）」から推計
- 4 群馬県「医療施設機能調査（平成25年度）」
※4の目標：今後導入したいと回答した医療機関の半数の導入

(2) 慢性合併症治療

No.	項目	現 状		目 標	
		数値	年次	数値	年次
5	合併症（糖尿病腎症による新規透析導入患者数）の減少	324人	H22	310人	H29

- 5 （一社）日本透析医学会「わが国の慢性透析療法の現況（平成22年）」
※目標：群馬県「群馬県健康増進計画（平成25年）」から推計

(余白)